平成30年度介護報酬改定等説明会資料 【介護療養型医療施設・(介護予防)短期入所療養介護】

1	平成30年度介護報酬改定の概要	(案)
	介護療養型医療施設・・・・・・	
	(介護予防) 短期入所療養介護・・	
2	介護報酬の算定構造(案)	
	介護療養型医療施設・・・・・・	
	短期入所療養介護 ・・・・・・	
	介護予防短期入所療養介護・・・	2 2
3	介護給付費算定に係る体制等状況	一覧表(案)
	介護療養型医療施設・・・・・・	2 5
	短期入所療養介護 ・・・・・・	2 8
	介護予防短期入所療養介護 •••	
4	基準省令に関する通知(案)(介護報	吸酬の解釈 指定基準編「通称:赤本」右側の解釈通知の改正案)
	短期入所療養介護	随時ホームページを御確認下さい
	介護予防短期入所療養介護	TO TO CHIMAGO
5	報酬告示に関する通知(案)(介護報	吸酬の解釈 単位数量編「通称∶青本」右側の留意事項の改正案)
	短期入所療養介護	随時ホームページを御確認下さい
	介護予防短期入所療養介護	THE STATE OF CHARACTER CO.

はじめに

- 平成30年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることになります。本日は、その概要(案)を説明します。詳細については、省令・告示・通知等をご参照ください。
- 資料は、平成30年1月26日に開催された「第158回 社会保障審議会給付費分科会」の資料の うち各サービスに関係するページを抜粋しています(平成30年3月6日に開催された「全国介護保 険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料と同様の内容であると確認済み。)。
 - 4、5については、厚生労働省からの通知が発出され次第ホームページに掲載します。
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、 新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>健康・福祉>介護>介護サービス事業所>報酬改定 ※熊本県HP http://www.pref.kumamoto.jp/

平成30年3月

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課 熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課

22. 介護療養型医療施設

238

22. 介護療養型医療施設

改定事項

- ①介護療養型医療施設の基本報酬
- ②排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設
- ③口腔衛生管理の充実
- ④栄養マネジメント加算の要件緩和
- ⑤栄養改善の取組の推進
- ⑥身体的拘束等の適正化
- ⑦介護療養型医療施設における診断分類(DPC)コードの記載
- ⑧介護医療院へ転換する場合の特例
- ⑨医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例
- ⑩療養食加算の見直し
- ①介護職員処遇改善加算の見直し
- ①居室とケア

22. 介護療養型医療施設 ①介護療養型医療施設の基本報酬

概要

○ 介護療養型老人保健施設では、一定の医療処置の頻度等を基本報酬の要件としていることを踏まえ、この要件 を介護療養型医療施設の基本報酬の要件とし、メリハリをつけた評価とする。

なお、施設の定員規模が小さい場合には処置を受けている者の割合の変動が大きく評価が困難であること等か ら、有床診療所等については配慮を行うこととする。

単位数

基本報酬(療養型介護療養施設サービス費)(多床室、看護6:1・介護4:1の場合) (単位/日)

<現行>

<改定後>

	療養機能強化型A	療養機能強化型B	その他
要介護1	778	766	745
要介護2	886	873	848
要介護3	1, 119	1, 102	1, 071
要介護4	1, 218	1, 199	1, 166
要介護5	1, 307	1, 287	1, 251

変更なし

<現行>

<改定後>

 \rightarrow

設定なし

 \Rightarrow

一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合の減算(新設)

所定単位の100分の95。加えて、当該減算の適用となった場合、一部の加算※のみ算定可とする。

※ 若年性認知症患者受入加算、外泊時費用、試行的退院サービス費、他科受診時費用、初期加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、認知症専門ケア加算、認知症行動・心理症状 緊急対応加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算

算定要件等

○ 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件 (療養型介護療養施設サービス費の場合)

<現行>

<改定後>

設定なし

- 算定日が属する前3月において、下記のいずれかを満たすこと
 - ・喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%以上
 - ・ 格茨吸引石し、は経官不食が天派とついて日ンロンの別目は、1000円 ・著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高 240 <u>齢者の占める割合が20%以上</u>

22. 介護療養型医療施設 ②排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設

概要

○ 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を 作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

単位数

<現行>

<改定後>

なし

排せつ支援加算 100単位/月(新設)

算定要件等

- 排泄に介護を要する利用者(※1)のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態 を軽減できる(※2)と医師、または適宜医師と連携した看護師(※3)が判断し、利用者もそれを希望する場 合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、
 - ・排泄に介護を要する原因等についての分析
 - 分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援
 - を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。
- (※1) 要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。
- (※2)要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り 等」以上に改善することを目安とする。
- (※3) 看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案 する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。

22. 介護療養型医療施設 ③口腔衛生管理の充実

概要

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から回数の緩和をするとともに、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行うことで口腔衛生管理の充実を図るため、以下の見直しを行う。
 - i 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数は、現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
 - ii 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入 所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応することを新たな要件に加える。

単位数

<現行>

<改定後>

口腔衛生管理加算

110単位/月

⇒ 90単位/月

算定要件等

- 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合
- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
- O 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

242

22. 介護療養型医療施設 4栄養マネジメント加算の要件緩和

概要

〇 栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設(1施設に限る。)との兼務の場合にも算定を認めることとする。【通知改正】

単位数

<現行>

<改定後>

栄養マネジメント加算

14単位/日

⇒ 変更なし

算定要件等

〇 常勤の管理栄養士 1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設 (1施設に限る。)との 栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。

22. 介護療養型医療施設 (5)栄養改善の取組の推進

概要

〇 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画 に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行う など、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

単位数

<現行>

<改定後>

なし

低栄養リスク改善加算 300単位/月 (新設)

算定要件等

- 栄養マネジメント加算を算定している施設であること
- 経口移行加算・経口維持加算を算定していない入所者であること

 \Rightarrow

- 〇 低栄養リスクが「高」の入所者であること
- 新規入所時又は再入所時のみ算定可能とすること
- 月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別 な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること(作成した栄養ケア計画は月1回以上見直すこと)。 また当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること
- 作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該 入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと
- 〇 当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として算定しないこと。

244

22. 介護療養型医療施設 ⑥身体的拘束等の適正化

概要

〇 身体拘束廃止未実施減算について、運営基準と減算幅を見直す。

単位数

<現行>

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算

5単位/日減算

10%/日減算

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
 - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録すること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

22. 介護療養型医療施設 ⑦介護療養型医療施設における診断分類 (DPC) コードの記載

概要

〇 慢性期における医療ニーズに関する、要介護度や医療処置の頻度以外の医療に関する情報を幅広く収集する観点から、療養機能強化型以外の介護療養型医療施設についても、その入所者の介護給付費明細書に医療資源を最も投入した傷病名を医科診断群分類(DPCコード)により記載することを求めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。【通知改正】

246

22. 介護療養型医療施設 ⑧介護医療院へ転換する場合の特例

概要

ア 基準の緩和等

介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、転換するにあたり配慮が必要な 事項については、基準の緩和等を行うこととする。

イ 転換後の加算

介護医療院への転換後、転換前後におけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1年間に限り算定可能な加算を創設する。ただし、 当該加算については介護医療院の認知度が高まると考えられる平成33年3月末までの期限を設ける。

基準

(例)療養室の床面積:大規模改修するまでの間、床面積を6.4㎡/人以上で可とする。 廊下幅(中廊下):大規模改修するまでの間、廊下幅(中廊下)を、1.2(1.6)m以上(内法)で可とする。 直通階段・エレベーター設置基準:大規模改修するまでの間、屋内の直通階段を2以上で転換可能とする。

単位数

<現行> <改定後>

設定なし ⇒ 移行定着支援加算 93単位/日(新設)

算定要件等

- 介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から転換した介護医療院である場合
- O 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその 家族等への説明に取り組んでいること。
- 〇 入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

22. 介護療養型医療施設 9医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 〇 介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)と医療機関の併設型」に転換する場合について、以下の特例を設ける。【省令改正】 ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任 を認める。
 - イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認める。

248

22. 介護療養型医療施設 ⑩療養食加算の見直し

概要

○ 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

<現行>療養食加算</l></l></l></l></l>

22. 介護療養型医療施設 印介護職員処遇改善加算の見直し

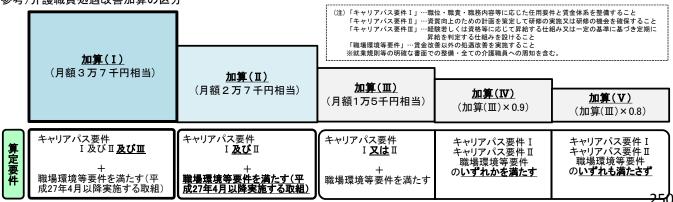
概要

- 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位 数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃 止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的 な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、別に厚生労働大臣が定める期日(※)までの間に限り算定することとする。
 - ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

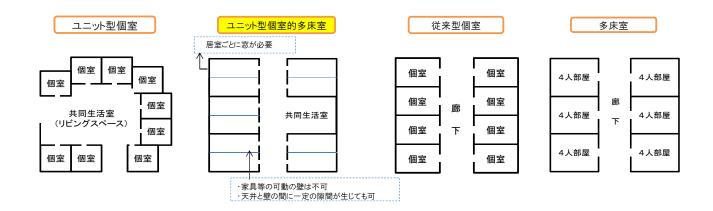
(参考)介護職員処遇改善加算の区分



22. 介護療養型医療施設 ⑫居室とケア

概要

ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。



13. 短期入所療養介護

122

13. 短期入所療養介護

改定事項

- ①認知症専門ケア加算の創設
- ②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護
- ③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護
- ④有床診療所等が提供する短期入所療養介護
- ⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護
- ⑥療養食加算の見直し
- ⑦介護職員処遇改善加算の見直し
- 8居室とケア

13. 短期入所療養介護 ①認知症専門ケア加算の創設

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

 \Rightarrow

○ どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健 施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所療養介護にも創設する。

単位数

<現行> なし <改定後>

認知症専門ケア加算(I)

3単位/日

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日

算定要件等

〇認知症専門ケア加算(I)

- ・ 施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
- ・ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

○認知症専門ケア加算(Ⅱ)

- 加算(I)の基準のいずれにも適合すること。
- ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修 を実施又は実施を予定していること。

124

13. 短期入所療養介護 ②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 〇 平成29年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたこと を踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
 - ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価すること とし、メリハリをつけた評価とする。
 - イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
 - ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。

単位数

基本報酬(多床室の場合)(単位/日)

	(現	行)
	在宅強化型	従来型
要介護 1	867	8 2 3
要介護 2	9 4 1	8 7 1
要介護3	1, 003	932
要介護 4	1, 059	983
要介護 5	1, 114	1, 036

		(改定後)	
	在宅強化型	基本型	その他(新設)
	873	8 2 6	8 1 1
>	947	874	858
	1, 009	935	917
	1, 065	986	967
	1, 120	1, 039	1, 019

算定要件等

○ 施設サービス(介護保健施設サービス費)の算定要件に準ずる。

125

13. 短期入所療養介護 ③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

O 介護医療院と介護療養型老人保健施設では重なった機能があることや、報酬体系の簡素化の観点から「療養型」 及び「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する。

ただし、「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件については、質の高いケアを評価する観点から、療養体制維持特別加算において別に評価するとともに、当該加算の期限をなくすこととする。

単位数

○ 基本報酬(多床室の場合)(単位/日)

	(現	行)
	療養強化型	療養型
要介護 1	855	855
要介護 2	937	937
要介護3	1, 118	1, 051
要介護 4	1, 193	1, 126
要介護 5	1, 268	1, 200

	(改定)	官後)
	(削除)	療養型
	1	855
•		937
	I	1, 051
	_	1, 126
	_	1, 200

○ 療養体制維持特別加算について

<現行>

<改定後>

療養体制維持特別加算 27単位/日

→ 療養体制維持特別加算(I)27単位/日

療養体制維持特別加算(Ⅱ)57単位/日(新設)

算定要件等

○ 療養体制維持特別加算(II)

入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは 重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする 認知症高齢者の割合が50%以上

※ 療養体制維持特別加算(I)との併算定可

126

13. 短期入所療養介護 ④有床診療所等が提供する短期入所療養介護

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 医療ニーズが高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やすとともに、地域の医療資源を有効活用する観点から、有床診療所等の短期入所療養介護への参入を進めることとし、以下の見直しを行う。
 - ア 療養病床を有する病院又は診療所については、短期入所療養介護の基準を全て満たしていることから、当該 サービスのみなし指定とする。【省令改正】
 - イ 一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。【省令改正】 ただし、食堂を有する事業所との間で報酬上のメリハリをつけることとする。

基準

〇 診療所(療養病床を有するものを除く。)においては、以下の要件を満たすこと。

<現行>

<改定後>

- イ 床面積は利用者 1 人につき6.4 ㎡とすること
- 1 床面傾は利用者「人につきの4mとするこ ロ 食堂及び浴室を有すること
- ハ 機能訓練を行うための場所を有すること
- イ 床面積は利用者 1 人につき6.4 m とすること
- ロ 浴室を有すること
- ハ 機能訓練を行うための場所を有すること

単位数

<現行> なし <改定後>

食堂を有しない場合の減算 25単位/日(新設)

算定要件等

〇 食堂を有していないこと。

13. 短期入所療養介護 ⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

単位数

○ 基本報酬(多床室の場合)(単位/日)

			(新	設)					
		I 型療養床		Ⅱ型療養床					
	I 型介護医療院 サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1介護4:1)	I 型介護医療院 サービス費(Ⅱ) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護4:1)	I 型介護医療院 サービス費(Ⅲ) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護5:1)	II 型介護医療院 サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1介護4:1)	Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) (転換老健相当) (看護6:1介護5:1)	Ⅱ 型介護医療院 サービス費(Ⅲ) (転換老健相当) (看護6:1 介護6:1)			
要介護 1	853	8 4 1	8 2 5	808	7 9 2	7 8 1			
要介護 2	961	9 4 8	932	902	886	875			
要介護3	1, 194	1, 177	1, 161	1, 106	1, 090	1, 079			
要介護 4	1, 293	1, 274	1, 258	1, 193	1, 177	1, 166			
要介護 5	1, 382	1, 362	1, 346	1, 271	1, 255	1, 244			

[※] 療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。

算定要件等

○ 施設サービス(介護医療院サービス費)の算定要件等に準ずる。

128

13. 短期入所療養介護 ⑥療養食加算の見直し

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

〇 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

13. 短期入所療養介護 ⑦介護職員処遇改善加算の見直し

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的 な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、別に厚生労働大臣が定める期日(※)までの間に限り算定することとする。
 - ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

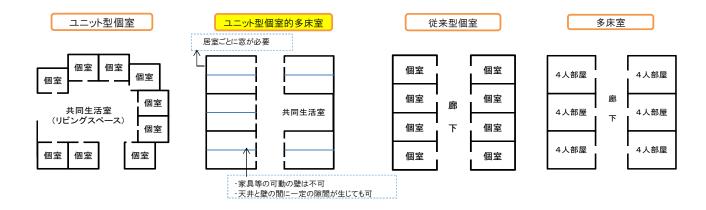
(参考)介護職員処遇改善加算の区分



13. 短期入所療養介護 8居室とケア

概要

ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。



3 介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

		基本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	入院患者の数が 入院患者の定員 を超える場合	看接・介接職員 の員数が基準に 満たない場合 ス	注 介護支援専門員 の員数が基準に 満たない場合	看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 20/100を乗じて 将た数未満の場 に	耐地の医師確保 計画を周出たもので、医師の数が基準に定められた医 等の負数に は 560/100を乗じて 得た数本高であ る場合	御地の医師確保 計画を属出たもの 以外で、医師の 数が基準に定め ちれた医師の員 数に60/100を乗 じて得た数未満で ある場合	注 一定の要件を適 たす入院患者の 数が規準に満た ない場合	注 常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置していない等ユニットケア における体制が未 整備である場合	身体拘束廃 止未実施減 算	注 即下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行 規則第49条の 規定が適用され ている場合	注 夜勤を行う職員 の勧務条件に関 する基準の区分 による加算	注 若年性認知症患 者受入加算
		a.療養型介護療養施設 サービス費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (641 単位) 要介護2 (744 単位) 要介護3 (967 単位) 要介護4 (1,062 単位) 要介護5 (1,147 単位)								×95/100		-64単位 -74単位 -97単位 -106単位 -115単位				
		b.療養型介護療養施設 サービス費(ii) く療養機能強化型A> く従来型個室>	要介護1 (669 単位) 要介護2 (777 単位) 要介護3 (1,010 単位) 要介護4 (1,109 単位) 要介護5 (1,198 単位)										-67単位 -78単位 -101単位 -111単位 -120単位				
	(一)療養型 介護療養施設 サービス費(I)	c.療養型介護療養施設 サービス費(训) く療養機能強化型B> く従来型個室>	要介護1 (659 単位) 要介護2 (765 単位) 要介護3 (995 単位) 要介護4 (1,092 単位) 要介護5 (1,180 単位)										-66単位 -77単位 -100単位 -109単位 -118単位				
	看護<6:1> 介護<4:1>	d療養型介護療養施設 サービス費(iv) 〈多床室〉	要介護1 (745 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (1,071 単位) 要介護4 (1,166 単位) 要介護5 (1,251 単位)								×95/100		-75単位 -85単位 -107単位 -117単位 -125単位				
		e.療養型介護療養施設 サービス費(v) く療養機能強化型A> く多床室>	要介護1 (778 単位) 要介護2 (886 単位) 要介護3 (1,119 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,307 単位) 要介護1 (766 単位)										-78単位 -89単位 -112単位 -122単位 -131単位 -77単位				
(1) 療養型 介護療養 施設サービ		f:療養型介護療養施設 サービス費(w) く療養機能強化型B> く多床室>	要介護2 (760 年位) 要介護2 (873 単位) 要介護3 (1.102 単位) 要介護5 (1.109 単位) 要介護5 (1.287 単位) 要介護1 (586 単位)									ſ	-77単位 -87単位 -110単位 -120単位 -129単位 -59単位				
ス費 (1日につき)		a.療養型介護療養施設 サービス費(i) 〈従来型個室〉	要介護2 (689 単位) 要介護3 (841 単位) 要介護4 (987 単位) 要介護5 (1,027 単位) 要介護1 (601 単位)								×95/100		-69単位 -84単位 -99単位 -103単位 -60単位				
	(二) 療養型 介護療養施設 サービス費 (Ⅱ)	b.療養型介護療養施設 サービス費(ii) く療養機能強化型> く従来型個室>	要介護2 (707 単位) 要介護3 (862 単位) 要介護4 (1,012 単位) 要介護5 (1,053 単位) 要介護1 (691 単位)									Ī	-71単位 -86単位 -101単位 -105単位 -69単位				
	看護<6:1> 介護<5:1>	c.療養型介護療養施設 サービス費(iii) 〈多床室〉	要介護2 (794 単位) 要介護3 (945 単位) 要介護4 (1,092 単位) 要介護5 (1,131 単位) 要介護1 (709 単位)								×95/100		-79単位 -95単位 -109単位 -113単位 -71単位				
		d療養型介護療養施設 サービス費(w) <療養機能強化型> 〈多床室〉	要介護2 (814 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1.119 単位) 要介護5 (1.159 単位) 要介護1 (564 単位)									ſ	-81単位 -97単位 -112単位 -116単位 -56単位				
	(三) 療養型 介護療養施設 サービス費 (Ⅲ)	a.療養型介護療養施設 サービス費(i) く従来型個室>	要介護2 (670 単位) 要介護3 (813 単位) 要介護4 (962 単位) 要介護5 (1,001 単位) 要介護5 (670 単位)			×70/100		×90/100		×90/100			-67単位 -81単位 -96単位 -100単位 -67単位			夜間勤務等看 護(I)	
	看護<6:1> 介護<6:1>	b.療養型介護療養施設 サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護2 (775 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (1.068 単位) 要介護5 (1.107 単位) 要介護1 (650 単位) 要介護2 (754 単位)	-25単位	×70/100		×70/100		-12単位				-78単位 -92単位 -107単位 -111単位 -65単位 -75単位	病院療養病床 療養環境減算 -25単位	-12単位	+23単位 夜間勤務等看 護(II) +14単位 夜間勤務等看 護(II)	+120単位
	(一) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (I)	a 療養型経過型介護療養 施設サービス費(i) 〈従来型個室〉	要介護2 (754 単位) 要介護3 (897 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,070 単位) 要介護1 (755 単位) 要介護2 (860 単位)										- 75単位 - 90単位 - 98単位 - 107単位 - 76単位 - 86単位			+14単位 夜間勤務等看 護(IV) +7単位	
(2) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	看護<6:1> 介護<4:1>	b 療養型経過型介護療養 施設サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護3 (1,002 単位) 要介護4 (1,089 単位) 要介護5 (1,175 単位) 要介護1 (650 単位) 要介護2 (754 単位)								×95/100		-100単位 -109単位 -118単位 -65単位 -75単位				
	(二) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (II)	a 療養型経過型介護療養 施設サービス費(i) 〈従来型個室〉	要介護3 (857 単位) 要介護3 (944 単位) 要介護5 (1,030 単位) 要介護1 (755 単位) 要介護2 (860 単位)										- 86単位 - 94単位 - 103単位 - 76単位 - 86単位				
	看護<8:1> 介護<4:1>	b 療養型経過型介護療養 施設サービス費(ii) 〈多床室〉 /療養型介護療養施設サービス	要介護2 (962 単位) 要介護3 (962 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,136 単位) 要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位)										- 96単位 - 105単位 - 114単位 - 77単位 - 87単位				
	費(I) 〈ユニット型 (二)ユニット型 #		要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位) 要介護1 (795 単位)										-109単位 -119単位 -127単位 -80単位 -90単位				
	(II) 〈療養機能強f 〈ユニット型個! (三)ユニット型制	比型A>	要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位) 要介護1 (785 単位)										-114単位 -124単位 -132単位 -79単位 -89単位				
(3) ユニット 型療養型介 護療養施設 サービス費 (1日につき)	(Ⅲ) 〈療養機能強(〈ユニット型個) (四)ユニット型制	比型B>	要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,306 単位) 要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位)			×70/100		×90/100		×90/100			-112単位 -122単位 -131単位 -77単位 -87単位				
	(IV) 〈ユニット型個]		要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位) 要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位)								×95/100	×97/100	-109単位 -119単位 -127単位 -80単位 -90単位				
	(V) 〈療養機能強化 〈ユニット型個語	L.펜A>	要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位) 要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位)										-114単位 -124単位 -132単位 -79単位 -89単位				
	(VI) 〈療養機能強(〈ユニット型個室	比型B>	要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,306 単位)										-112単位 -122単位 -131単位				

(4) ユニット 型療養型 経過型原設 サービス費 (1日につき)	施設サービス 〈ユニット型個 (二)ユニット型 施設サービン	至> 審養型経過型介護療養	要介護2 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1.006 単位) 要介護4 (1.091 単位) 要介護5 (1.176 単位) 要介護5 (1.176 単位) 要介護6 (870 単位) 要介護3 (1.006 単位) 要介護3 (1.006 単位) 要介護4 (1.091 単位) 要介護5 (1.176 単位)	→77應位 —87應位 —101應位 —100應位 —118應位 —77億位 —57億位 —110億位 —110億位 —110億位
注 外泊時費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			入院患者に対して原宅におする外治を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位生涯定
	院サービス費			入院患者に対して原宅における旅行の退除を認かに場合、1月につき6日を限度として1日につき600単位を算定((2)及び(4)の基本単価に限る。)
注 他科曼診	時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(5) 初期加	j f (1日につき +30単位)		
		a 退院前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度 b 退院後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単		
(6) 退院	(一) 退院時 等指導加算	c 退院時指導加算 (400単位)	1	注 CE と
時指導等加算		d 退院時情報提供加算 (500単位)	1	注 超接换0 主拍医13村1T診療情報を提供した場合
(*3)		e 退院前連携加算 (500単位)		注 細合介護支援事業者と退院前から連携に、情報提供とサービス顕整を行った場合
	(二) 社朋事課	<u> </u>		10.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
	(入院患者1	指示加算 人につき1回を限度として 30	0単位算定)	
(7) 栄養マ	ネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
(8) 低栄養	リスク改善加算	(*3)	月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を再定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
(9) 経口移	行加算(※3)			注
		(1日につき 28単位を加算) (一) 経口維持加算(I) (4	100#(+)	栄養できたが加算を算定していない場合は、算定しない。 注
(10) 経口約	推持加算 ⊃き) (※3)			栄養するシント加盟を募定していない場合は、募定しない。 は
(1731-	- 67 (31(-)	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1	100単位)	経口維持加算(1)を蓄定していない場合には、算定しない。
(11) 口腔的	新生管理体制加加	t (%3) (1	1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(12) 口腔和	新生管理加算 (€3) (1	1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科者生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔機生管理体制加算を禁定していない場合は、算定しない。
(13) 療養1	食加算	(1回につき 6単位を加算(1E	日に3回を限度))	
(14) 在宅信	复帰支援機能加第	(※3) (1日につき 10単位を加算)		
(15) 特定	>療費 (※3)			
(16) 認知組	定専門ケア加算	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ	3単位を加算)	
(17) 認知部	定行動·心理症状	緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日に		
	>支援加算(※3		100単位を加算)	
(19) サービ 強化加算	『ス提供体制	(1日につき (三) サービス提供体制強化加 (1日につき (四) サービス提供体制強化加	18単位を加算) 1算(I)ロ 12単位を加算) 1算(II) 6単位を加算)	
		(一) 介護職員処遇改善加算((1月につき +所定単位×2 (二) 介護職員処遇改善加算((I) 26/1000)	注 所定等位は、(1)から(19)までにお写定した単位数の合計
(20) 介護和	最員処遇改善加	(1月につき +所定単位×1 (三) 介護職員処遇改善加算(19/1000) (III)	
界		(1月につき +所定単位×1 (四) 介護職員処遇改善加算(10/1000)	
		(1月につき +(三)の90/	100)	
		(五) 介護職員処遇改善加算(1月につき +(三)の80/	100)	

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。 ※ 支助動務条件減算を適用する場合には、夜間動務等署護加算を適用しない。 ※ 一定の要件を満たす人院患者の敷が規率に満たない場合には、(※3)を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

		基本部分		注 入院患者の数が入院患 者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入 院患者の数が規準に 満たない場合	注 常勤のユニットリーダー をユニット毎に配置して いない等ユニットケアに おける体制が未整備で ある場合	注 身体拘束廃止未 実施加算	注 廊下幅が設備基準を満 たさない場合	注 若年性認知症患者受 入加算
			要介護1(623 単位)			<i>아이</i> -제 □	—62単位		
		a.診療所型介護療養施設 サービス費(i) <従来型個室>	要介護2(672 単位) 要介護3(720 単位) 要介護4(768 単位) 要介護5(817 単位) 要介護1(650 単位)		×95/100				
		b.診療所型介護療養施設 サービス費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要介護2(702単位) 要介護3(752単位) 要介護4(802単位) 要介護5(853単位)						
	(一) 診療所型 介護療養施設 サービス費(I)	C.診療所型介護療養施設 サービス費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要介護1 (641 単位) 要介護2 (691 単位) 要介護3 (741 単位) 要介護4 (790 単位) 要介護5 (840 単位)						
(1) 診療所型介護療養施設	看護<6:1> 介護<6:1>	d.診療所型介護療養施設 サービス費(iv) 〈多床室〉	要介護1 (727 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (872 単位) 要介護5 (921 単位)		×95/100				
サービス費 (1日につき)		e.診療所型介護療養施設 サービス費(V) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (759 単位) 要介護2 (810 単位) 要介護3 (861 単位) 要介護4 (911 単位) 要介護5 (962 単位)						
		f.診療所型介護療養施設 サービス費(vi) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要介護1 (748 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (848 単位) 要介護4 (897 単位) 要介護5 (948 単位)						
	(二) 診療所型 介護療養施設 サービス費(Ⅱ)	a.診療所型介護療養施設 サービス費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (546 単位) 要介護2 (590 単位) 要介護3 (633 単位) 要介護4 (678 単位) 要介護5 (721 単位)	×70/100				診療所療養病床 設備基準減算 -60単位	+120単位
	看護·介護<3:1>	b.診療所型介護療養施設 サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (652 単位) 要介護2 (695 単位) 要介護3 (739 単位) 要介護4 (782 単位) 要介護5 (826 単位)	X767 100	×95/100			3040	1120+19
	(一) ユニット型診療所 (I) 〈ユニット型個室〉	万型介護療養施設サービス費	要介護1 (748 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (942 単位)						
	(二)ユニット型診療所 〈療養機能強化型A 〈ユニット型個室〉	型介護療養施設サービス費(Ⅱ) >	要介護1 (775 単位) 要介護2 (827 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (978 単位)						
(2) ユニット型 診療所型介護 療養施設	(三)ユニット型診療所 〈療養機能強化型B: 〈ユニット型個室〉	型介護療養施設サービス費(III) ・	要介護1 (766 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (915 単位) 要介護5 (965 単位)			×97/100			
サービス費 (1日につき)	(四)ユニット型診療所 ベユニット型個室的変	型介護療養施設サービス費(IV) 8 床室>	要介護1 (748 単位) 要介護2 (797 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (942 単位)		×95/100				
	(五)ユニット型診療所 <療養機能強化型A <ユニット型個室的		要介護1 (775 単位) 要介護2 (827 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (978 単位)						
	(六)ユニット型診療所 <療養機能強化型E <ユニット型個室的	型介護療養施設サービス費(VI) > 歩床室	要介護1 (766 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (915 単位) 要介護5 (965 単位)						
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅にお	ける外泊を認めた場合、1	月に6日を限度として所定	単位数に代えて1日につき	、362単位を算定	
注 他科受診時費	門			入院患者に対して、専門的 定	な診療が必要になり、他医	療機関において診療が行	われた場合、1月に4日を	限度として所定単位数に代え、	て1日につき362単位を算
(3) 初期加算		(18	日につき 30単位を加算)						
		a 退院前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限 b 退院後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460)		IN.					
(4) 退院時	(一) 退院時等 指導加算	c退院時指導加算	(400単位)	注 入院患者及びその家族等に	こ対して退院後の療養上の	指導を行った場合			
指導等加算(※1)		d 退院時情報提供加算	(500単位)	注 退院後の主治医に対して診	参療情報を提供した場合				
		e 退院前連携加算	(500単位)	注 居宅介護支援事業者と退降	院前から連携し、情報提供	とサービス調整を行った場	拾		
	(二) 訪問看護指示	加算 (入院患者1人につき1回を							
(5) 栄養マネジ>	メント加算	(1日につき 14単位を加						
(6) 低栄養リスク	7改善加算(※1)		につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算	[定していない場合及び経]	口移行加算·経口維持加望	章を算定している場合は、第	『定しない。	
(7) 経口移行加	算(※1)		日につき 28単位を加算)	注	[定していない場合は、算定				
(8) 収口が出た	質 (※1)	(一) 経口維持加算(I)	(400単位)	注	[定していない場合は、算定				
(8) 経口維持加	昇(※1)	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	注	定していない場合には、算り				
(9) 口腔衛生管	理体制加算 (※1)	(1)	月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の	の指示を受けた歯科衛生:	 士が、介護職員に対する口	――― 腔ケアに係る技術的助言》	及び指導を月1回以上行って(

(10) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的 助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
(11) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(12) 在宅復帰支援機能加算(※1) (1日につき 10単位を加算)	
(13) 特定診療費 (※1)		
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)	
(15) 認知症行動·心理症状緊急対	応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
(16) 排せつ支援加算 (※1)	(1月につき 100単位を加算)	
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (四) サービス提供体制強化加算(III) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
(18)介護職員処遇改善加算	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

							注	1 [注	注	進
			基本部分	入院患者の数が, 院患者の定員を える場合	看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合 又は	介護支援専門員の 員数が基準に満た ない場合 又 は	看護師が基準に定め られた看護職員の員 数に20/100を乗じて 得た数未満の場合 は	僻地の医師確保計画を届出たもので、 医師の数が基準に 定められた医師の は 員数に60/100を乗 じて得た数未満で	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が 基準に定められた は、医師の数が で、医師の数が を は、 の/100を乗じて得	一定の要件を満た す入院患者の数が 規準に満たない場合	常動のユニットリー ダーをユニット毎に 配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が未整備で ある場合	身体拘束廃止未 実施減算
	<u> </u>			単位)				ある場合	た数未満である場合		<u> </u>	—97單位 —103單位
	大学病	(一) 認知症疾患 型介護療養施設 サービス費(I)	サービス費(i) 要介護3 (1,095 (従来型個室) 要介護4 (1,159 要介護5 (1,223	単位) 単位) 単位)	×70/100		×90/100		×90/100			
	等	看護<3:1> 介護<6:1>	サービス費(ii) 要介護3 (1,200 要介護4 (1,265 要介護5 (1,328	単位) 単位) 単位) 単位) 単位) 単位)								-107単位 -114単位 -120単位 -127単位 -133単位
		(二) 認知症疾患 型介護療養施設	a 認知症疾患型介護療養施設 サービス費(i) 〈従来型個室〉 要介護3 (1,047 要介護4 (1,114	単位) 単位) 単位)								
		サービス費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	サービス費(ii) 要介鑑3 (1.151	単位) 単位) 単位)								
			a.認知症疾患型介護者養施設 要介護2 (950	単位) 単位) 単位)								
(1) 認知症 疾患型介護 療養施設 サービス素		(三)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	<従来型個室> 要介護4 (1,080 要介護5 (1,145	単位) 単位) 単位) 単位) 単位)								102単位 108単位 115単位 99単位
サービス費 (1日につき)	般	看護<4:1> 介護<5:1>	サービス費(ii) 要介護3 (1,121 ・ 多床室> 要介護4 (1,186 要介護5 (1,250	単位) 単位) 単位)		Ţ.						-106単位 -112単位 -119単位 -125単位
	病院	(四) 認知症疾患 型介護療養施設	a 認知症疾患型介護療養施設 サービス費(i) (従来型個室) 要介護3 (997 東介護4 (1061	単位)単位)単位)単位)								87単位 93単位 100単位 106単位
		サービス費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護者養施設 要介護2 (1.039	単位)								
			要介護5 (1,230 要介護1 (810 a.認知亦疾患型介護者等施設 要介護2 (874	単位) 単位) 単位) 単位) 単位)		×70/100		-12単位		×95/105		
		(五) 認知症疾患 型介護療養施設 サービス費(V) 経過措置型	〈従来型個室〉 要介護4 (1,002 要介護5 (1,066 要介護1 (916 を 7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7 (9 (9 (7) を 7) を 7 (9 (9 (9 (7) を 7) を 7) を 7 (9 (9 (9 (9 (7) を 7) を 7) を 7 (9 (9 (9 (9 (9 (9 (9 (9 (9 (単位)								-100単位 -107単位 -92単位 -98単位
	(-) f	8知症疾患型経過型	(多床室) 要介護4 (1,108 要介護5 (1,171 要介護1 (717	単位) 単位) 単位) 単位)								-111単位 -117単位 -72単位 -78単位
(2) 認知症疾 患型経過型 介護療養施設 サービス曹	サー 〈従:	ビス費(I) 来型個室>	要介護3(845 要介護4(909 要介護5(973 要介護1(823	単位) 単位) 単位) 単位)	×70/100		×90/100		×90/100			85単位 91単位 97単位 82単位
ゲービ人質 (1日につき)	サー	8知症疾患型経過型 ビス費(Ⅱ) 未室>	介護療養施設 │要介護2(886	単位)単位)単位)単位)単位)								89単位 95単位 102単位 108単位
	大学	(一) ユニット型	要介護1 (1.093 要介護2 (1,157 不護線養施設サービス費(i) 要介護3 (1,221 マニー外型個室) 要介護4 (1,285	単位)単位)								-109単位 -116単位 -122単位 -129単位
(3) ユニット型	病院等	認知症疾患型 介護療養施設 サービス費(I)	要介護1 (1,093 b.ユニット型認知症疾患型 要介護2 (1,157 介護者養施設サービス費(ii) 更介確3 (1,221	単位)								-135単位 -109単位 -116単位 -122単位
認知症疾患型 介護療養施設 サービス費 (1日につき)			a ユニット型認知症疾患型 要介護2 (1 105	単位)							×97/100	- 129単位 - 135単位 - 104単位 - 111単位
	般病院	(二) ユニット型 認知症疾患型 介護療養施設 サービス費(II)	(ユニット型個室) 要介護4 (1,240 要介護5 (1,306 要介護1 (1,038	単位) 単位) 単位) 単位)								
			b.ユニット型認知症疾患型 介護療養施設サービス費(※) 要介護2 (1,105 メニュット型個室的多床室> 要介護4 (1,240 要介護5 (1,306	単位)単位)								117単位 124単位 131単位
注 外泊時費別 注 他科妥診問					居宅における外泊を認め I門的な診療が必要になり、					62単位を算定		
(4) 初期加到	ţ.		(1日につき 30単位を加算) a 退院前訪問指導加算									
(5) 退院時指	russ Afrika	(一) 退院時等	(入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定 b 退除後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定) b 退除時指導加算) }								
(※1)	日季寺川	指導加算	(400単位) c 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に	家族等に対して退院後 対して診療情報を提供	した場合						
		(二) 訪問看護	d 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業	《者と退院前から連携し、	情報提供とサービス	調整を行った場合					
(6) 栄養マネ			日示加算 - トロの表1回を四度以 マ200単位第字)									
1	ジメントカ		省示加算 人につき1回を限度として300単位算定) (1日につき 14単位を加算)									
(7) 低栄養リ		算	人につき1回を限度として300単位算定)	注葉マネジメント加	算を算定していない場合	る及び経口移行加算・	経口維持加算を算定し	-ている場合は、算定 し	ない。			
(7) 低栄養リ	スク改善	加算 (※1)	人につき1回を限度として300単位算定) (1日につき 14単位を加算)	*	算を算定していない場合 算を算定していない場合		経口維持加算を算定し	している場合は、算定し	an,			
(8) 経口移行	スク改善	加算 (※1)	人につき「個を限度として300単位算定) (1日につき 14単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加 注 栄養マネジメント加	算を算定していない場合 算を算定していない場合	は、算定しない。	経口維持加算を算定し	ている場合は、算定し	<i>た</i> い。			
(8) 経口移行(9) 経口維持	7. 不力改善 一	D算 加算(※1) ※1)	人につき1回を限度として300単位募定) (1日につき 14単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加 注 栄養マネジメント加 注 経口維特加算(I	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合	は、算定しない。 は、算定しない。				CLV各場合		
(8) 経口移行(9) 経口維持	元/文改善 元加算(等加算(1 5生管理体	加算 (※1) ※1) 月につき) (※1)	(1日につき 14単位を加算) (1日につき 14単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (一) 経口維持加算(I) (400単位) (二) 経口維持加算(II) (100単位)	注 栄養マネジメント加 注 発養マネジメント加 注 経口維持加算(I 注 歯科医師又は歯科	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合! 医師の指示を受けた歯	は、算定しない。 対は、算定しない。 対は、算定しない。 対衛生士が、介護職	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行っ		技術的助置及び指導	を行った場合
(8) 経口移行(9) 経口維持(10) 口腔衛	可以 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	加算 (※1) ※1) 月につき) (※1)	(1月につき 300単位意取) (1月につき 14単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 28単位を加算) (一) 経口維持加算(I) (400単位) (二) 経口維持加算(I) (100単位) (1月につき 30単位を加算)	注 栄養マネジメント加 注 接口維持加算(I 注 歯科医師の指示 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合	は、算定しない。 対は、算定しない。 対は、算定しない。 対衛生士が、介護職	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的物質及び指導化	を行った場合
(8) 経口移行 (9) 経口維持 (10) 口腔衡 (11) 口腔衡 (12) 療養食	元力改善 元加算(1 赤加算(1 5生管理位 元加算	加算 (※1) ※1) 月につき) (※1)	人につき「個を限度として300単位業定) (1日につき 14単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (一) 経口機持加算(I) (400単位) (二) 経口機持加算(I) (100単位) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算)	注 栄養マネジメント加 注 接口維持加算(I 注 歯科医師の指示 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合! 医師の指示を受けた歯	は、算定しない。 対は、算定しない。 対は、算定しない。 対衛生士が、介護職	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的助言及び指導者	を行った場合
(8) 経口移行 (9) 経口維持 (10) 口腔衡 (11) 口腔衡 (12) 療養食	スク改善 (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	加算 (※1) ※1) 月につき) (※1) 月につき) (※1) の算 (※1)	(1日につき 14単位を加算) (1日につき 14単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (一) 経口維持加算(I) (400単位) (二) 経口維持加算(II) (100単位) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算)	注 栄養マネジメント加 注 接口維持加算(I 注 歯科医師の指示 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合! 医師の指示を受けた歯	は、算定しない。 対は、算定しない。 対は、算定しない。 対衛生士が、介護職	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的助言及び指導社	を行った場合
(8) 経口移行 (9) 経口維持 (10) 口腔衡 (11) 口腔衡 (12) 療養食 (13) 在宅復	スク改善 行加算(1 年生管理が加算 (3 日本生管理が加算 「帰支援格	加算 (※1) 用につき) (※1) 身につき) (※1) 本制加算 (※1) の葉 (※1)	(1日につき 14単位を加算) (1日につき 14単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (一) 経口維持加算(I) (400単位) (二) 経口維持加算(II) (100単位) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算)	注 栄養マネジメント加 注 接口維持加算(I 注 歯科医師の指示 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合! 医師の指示を受けた歯	は、算定しない。 対は、算定しない。 対は、算定しない。 対衛生士が、介護職	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的助言及び指導を	を行った場合
(8) 経口移作 (9) 経口維持 (10) 口腔衡 (11) 口腔衡 (12) 療養食 (13) 在宅復 (14) 特定診析	スク改善 行加算(1 年生管理が加算 (3 日本生管理が加算 「帰支援格	加算 (※1) 用につき) (※1) 身につき) (※1) 本制加算 (※1) の葉 (※1)	(1月につき 10年位を加算) (1月につき 10年位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 28単位を加算) (1月につき 28単位を加算) (一) 経口機特加算(1) (400単位) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1月につき 10単位を加算) (1月につき 10単位を加算) (1月につき 10単位を加算)	注 栄養マネジメント加 注 接口維持加算(I 注 歯科医師の指示 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合! 医師の指示を受けた歯	は、算定しない。 対は、算定しない。 対は、算定しない。 対衛生士が、介護職	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的動意及び指導者	在行った場合
(8) 経口移作 (9) 経口維持 (10) 口腔衡 (11) 口腔衡 (12) 療養食 (13) 在宅復 (14) 特定診析	スク改善 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (加算 (※1) 用につき) (※1) 本材加算 (※1) な (※1) は (※1) は (※1)	(1月につき 10年位を加算) (1月につき 14年位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 28年位を加算) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1月につき 10単位を加算) (1月につき 10単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 10単位を加算)	注 栄養マネジメント加 注 接口維持加算(I 注 歯科医師の指示 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合! 医師の指示を受けた歯	は、算定しない。 対は、算定しない。 対は、算定しない。 対衛生士が、介護職	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的助置及び指導す	を行った場合
(8) 経口移行 (9) 経口維持 (10) 口腔衛 (11) 口腔衛 (12) 療養会 (13) 在宅債 (14) 特定診 (15) 排せつ	スク改善 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (加算 (※1) 用につき) (※1) 本材加算 (※1) な (※1) は (※1) は (※1)	(1日につき 14単位を加算) (1日につき 14単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (1日につき 30単位を加算) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 6単位を加算) (1日につき 6単位を加算) (1日につき 6単位を加算) (1日につき 6単位を加算)	主 栄養マネジメント加 主 発表マネジメント加 主 経済 日本	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合)を算定していない場合 は医師の指示を受けた歯 受けた歯科等生士が、 加算を算定していない	は、算定しない。 は、算定しない。 は、算定しない。 対衡生士が、介護職 八所者に対し、口腔ケ 場合は、算定しない。	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的動意及び指導	を行った場合
(8) 経口移行 (9) 経口維持 (10) 口腔衛 (11) 口腔衛 (12) 療養会 (13) 在宅債 (14) 特定診 (15) 排せつ	スク改善 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (本生管理4 (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (加算 (※1) 用につき) (※1) 本材加算 (※1) な (※1) は (※1) は (※1)	(1日につき 14単位を加算) (1日につき 14単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (1日につき 30単位を加算) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (2日につき 10単位を加算) (2日につき 10単位を加算) (3日につき 1日につき 1日に口き 1日に口き 1日に口き 1日に口き 1日に日き 1	主 栄養マネジメント加 主 発表マネジメント加 主 経済 日本	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合! 医師の指示を受けた歯	は、算定しない。 は、算定しない。 は、算定しない。 対衡生士が、介護職 八所者に対し、口腔ケ 場合は、算定しない。	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的助言及び指導も	を行った場合
(8) 経口移行 (9) 経口維持 (10) 口腔衛 (11) 口腔衛 (12) 療養食 (13) 在宅債 (14) 特定診計 (15) 排せつ	以及少改善(1) 在生管理机 加算 (3) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	加算 (※1) 用につき) (※1) 月につき) (※1) の第 (※1) 取能加算 (※1) (※1) (※1)	(1日につき 14単位を加算) (1日につき 14単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (一) 経口維持加算(Ⅱ) (400単位) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1月につき 10単位を加算) (1日につき 1日につき 1日につ	主 栄養マネジメント加 主 発表マネジメント加 主 経済 日本	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合)を算定していない場合 は医師の指示を受けた歯 受けた歯科等生士が、 加算を算定していない	は、算定しない。 は、算定しない。 は、算定しない。 対衡生士が、介護職 八所者に対し、口腔ケ 場合は、算定しない。	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的助言及び指導	を行った場合
(8) 経口移行 (9) 経口維持 (10) 口腔衛 (11) 口腔衛 (12) 療養食 (13) 在宅債 (14) 特定診((15) 排せつ	以及少改善(1) 在生管理机 加算 (3) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	加算 (※1) 用につき) (※1) 月につき) (※1) の第 (※1) 取能加算 (※1) (※1) (※1)	(1月につき 10年位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 300単位を加算) (1月につき 28単位を加算) (一) 経口維持加算(Ⅱ) (400単位) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1月につき 10単位を加算) (1月につき 10単位を加算) (1日につき 6単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (2年間を自加算) (三) サービス提供体制能化加算(Ⅱ) (2年間を自加算) (三) ウービス提供体制能化加算(Ⅱ) (2年間を加算) (三) ウービス提供体制能化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (回) サービス提供体制能化加算(Ⅲ) (日につき 6単位を加算) (回) ウービス提供体制能化加算(Ⅱ) (日につき 6単位を加算) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10~1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10~1000)	主 栄養マネジメント加 主 発表マネジメント加 主 経済 日本	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合)を算定していない場合 は医師の指示を受けた歯 受けた歯科等生士が、 加算を算定していない	は、算定しない。 は、算定しない。 は、算定しない。 対衡生士が、介護職 八所者に対し、口腔ケ 場合は、算定しない。	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的助言及び指導は	を行った場合
(8) 経口移行 (9) 経口維持 (10) 口腔衛 (11) 口腔衛 (12) 療養食 (13) 在宅債 (14) 特定診計 (15) 排せつ	以及少改善(1) 在生管理机 加算 (3) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	加算 (※1) 用につき) (※1) 月につき) (※1) の第 (※1) 取能加算 (※1) (※1) (※1)	(1日につき 14単位を加算) (1日につき 14単位を加算) (1日につき 300単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (一) 経口維持加算(Ⅱ) (400単位) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 30単位を加算) (1月につき 90単位を加算) (1月につき 10単位を加算) (1日につき 1日につき 1日につ	主 栄養マネジメント加 主 発表マネジメント加 主 経済 日本	算を算定していない場合 算を算定していない場合)を算定していない場合)を算定していない場合 は医師の指示を受けた歯 受けた歯科等生士が、 加算を算定していない	は、算定しない。 は、算定しない。 は、算定しない。 対衛生士が、介護職 八所者に対し、口腔ケ 場合は、算定しない。	員に対する口腔ケアに	係る技術的助言及び	指導を月1回以上行つ		技術的助言及び指導す	を行った場合

[※] 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

	¥	本部分		夜勤を行う職 員の勤務条件 基準を満たさな い場合	利用者の数及 び入院患者数 が入院患者数 が入院患者の定 員を超える場 合	看護・介護職 員の員数が基 準に満たない 場合 又は	注 看護師が基準 に定められた看 護職員の員2/100を乗 又じて得た数未満 はの場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の敷が基準にて定められた。 でめられた。 60/100を乗じ	僻地の医師確 保計画を届出 たもの以外で、 医師の数が基 関本に定められた は 医師の負数に 60/100を乗じ	注 常動のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等ユ ニットケアにおけ る体制が未整 備である場合	注 廊下幅が設備 基準を満たさな い場合	注 医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が適 用されている場 合	注 夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による加 算	注 認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	注 緊急短期入 所受入加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	注 利用者に対し で送迎を行う 場合
		a.疾院療養病床短期	要介護1 - 691 単位要介護2 - 794 単位	-				60/100を乗じて得た敷未満である場合	60/100を乗じ で得た数未満 である場合	領である場合							
		a.病贮療養病体短期 入所療養介護費 (i) 〈従来型個室〉	要介護3 : 1,017 単位 要介護4 : 1,112 単位 要介護5 : 1,197 単位)													
		b.病院療養病床短期 入所療養介護費 (ii) 〈療養機能強化型A 〉 〈従来型個室〉	要介護1 719 単位 要介護2 827 単位 要介護3 1,060 単位 要介護4 1,159 単位)													
		c.病院療養病床短期 入所療養介護費 (iii)	要介護5 : 1,248 単位 要介護1 : 709 単位 要介護2 : 815 単位														
	(一)病院療養病床 短期入所療養 介護費(I)看護<6:1>	〈療養機能強化型B〉 〉 〈従来型個室〉	要介護3 1,045 単位 要介護4 1,142 単位 要介護5 1,230 単位 要介護1 795 単位)													
	介護<4:1>	d.病院療養病床短期 入所療養介護費 (W) 〈多床室〉	要介護2 : 898 単位 要介護3 : 1,121 単位 要介護4 : 1,216 単位)													
		e.病院療養病床短期 入所療養介護費 (v) 〈療養機能強化型A	要介護5 : 1,301 単位 要介護1 : 828 単位 要介護2 : 936 単位 要介護3 : 1,169 単位														
		〈多床室〉 f.病院療養病床短期 入所療養介護費	要介護4 1,268 単位 要介護5 1,357 単位 要介護1 816 単位 要介護2 923 単位)													
(1) 病院療養病床短期 入所療養介護費 (1日につき)		(vi) 〈療養機能強化型B 〉 〈多床室〉	要介護3 1,152 単位 要介護4 1,249 単位 要介護5 1,337 単位 要介護1 636 単位)													
		a.病院療養病床短期 入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護2 : 739 単位 要介護3 : 891 単位 要介護4 : 1,037 単位														
		b.病院療養病床短期 入所療養介護費 (ii) 〈療養機能強化型〉	要介護1 : 651 単位 要介護2 : 757 単位 要介護3 : 912 単位														
	(二) 病院療養病床 短期入所療養 介護費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	〈従来型個室〉 C.病院療養病床短期	要介護4 1,062 単位 要介護5 1,103 単位 要介護1 741 単位 要介護2 844 単位)													
		入所療養介護費 (iii) 〈多床室〉	要介護3 995 単位 要介護4 1,142 単位 要介護5 1,181 単位 要介護1 759 単位)													
		d.病院療養病床短期 入所療養介護費 (w) 〈療養機能強化型〉 〈多床室〉	要介護2 · 864 単位 要介護3 · 1,019 単位 要介護4 · 1,169 単位														
		a.病院療養病床短期 入所療養介護費 (i) 〈従来型個室〉	要介護5 1,209 単位 要介護1 614 単位 要介護2 720 単位 要介護3 863 単位)													
	(三)病院療養病床 短期入所療養 介護費(Ⅲ) 看護〈6:1〉 介護〈6:1〉	b.疾院療養病床短期	要介護4 1,012 単位 要介護5 1,051 単位 要介護1 720 単位 要介護2 825 単位)		×70/100	×90/100		×90/100								
		入所療養介護費 (ii) 〈多床室〉	要介護3 969 単位 要介護4 1,118 単位 要介護5 1,157 単位 要介護1 700 単位)									夜間動務等看 幾(I) +23単位 夜間動務等看 幾(II) +14単位 夜間動務等看	+200単位 (7日間を限 度))		+120単位	
	(一)病院療養病床 経過型短期入所	a.病院療養病床経過型 短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護2 · 804 単位 要介護3 · 947 単位 要介護4 · 1,033 単位) -25単位	×70/100			-12単位			病院療養病床 療養環境滅算 -25単位	-12単位	護(Ⅲ) +14単位 夜間動務等看 護(Ⅳ) +7単位		+90単位 (7日間を 限度)		片道につき +184単位
	経過型短期入所 療養介護費(I) 看護〈6:1〉 介護〈4:1〉	b.病院療養病床経過型 短期入所療養 介護費(ii) 〈多床室〉	要介護5 : 1,120 単位 要介護1 : 805 単位 要介護2 : 910 単位 要介護3 : 1,052 単位														
(2) 病院療養病床経過型 短期入所療養介護費 (1日につき)		<多床室>	要介護4 : 1,139 単位 要介護5 : 1,225 単位 要介護1 : 700 単位														

		a.病院療養病床経過	要介護2 804 単位								[]	
		型 短期入所療養	要介護3 907 単位									
	(二) 病院療養病床	介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護4 994 単位									
	経過型短期入所 療養介護費(Ⅱ)		要介護5 1,080 単位									
	看護<8:1> 介護<4:1>		要介護1 805 単位									
	介護<4:1>	b.病院療養病床経過	要介護2 910 単位)								
		型 短期入所療養 心神典(;;)	要介護3 1,012 単位)								
		介護費(ii) <多床室>	要介護4 1,098 単位)								
			要介護5 1,186 単位)								
			要介護1 817 単位									
	(_) ¬上利益的病	₹養病床短期入所療養	要介護2 920 単位									
	介護費(I) 〈ユニット型個室〉	K 2007/19/14/12/9/19/17/17/R 200	要介護3 1,143 単位)								
			要介護4 1,238 単位									
			要介護5 1,323 単位)								
			要介護1 : 845 単位	2								
	(二)ユニット型病院療 療養介護費(Ⅱ)	養病床短期入所	要介護2 953 単位	2								
	療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A <ユニット型個室>	A>	要介護3 : 1,186 単位	-1 111								
	〈ユニット型個室〉		要介護4 1,285 単位	2								
			要介護5 1,374 単位									
			要介護1 - 835 単位	-1 111								
	(三)ユニット型病院療	養病床短期入所	要介護2 941 単位	-1 111								
	療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型E <ユニット型個室>	3>	要介護3 - 1,171 単位	=1								
	·ユーバ·王 至		要介護4 1,268 単位	-1 111								
) ユニット型病院療養病 知期 3 所容差の推幸			要介護5 1,356 単位	-1 111								
短期入所療養介護費 (1日につき)			要介護1 817 単位	-								
	(四)ユニット型病院療	養病床短期入所	要介護2 920 単位	-1 11	×70/100	×90/100	×90/100					
	療養介護費(IV) <ユニット型個室的		要介護3 1,143 単位	-1 111								
			要介護4 1,238 単位	-1 11								
			要介護5 1,323 単位	-1 111				×97/100				
			要介護1 845 単位	-1 111								
	(五)ユニット型病院療 療養介護費(V) <療養機能強化型	養病床短期入所	要介護2 953 単位	-1 11								
	<療養機能強化型 <ユニット型個室的	A> 多床室>	要介護3 · 1,186 単位 要介護4 · 1,285 単位	-1 11								
			要介護4 1,285 単位 要介護5 1,374 単位	-1 111								
			要介護1 : 835 単位	-1 11								
			要介護2 941 単位	-1 111								
	(六)ユニット型病院療 療養介護費(VI)	養病床短期入所	要介護3 1,171 単位	-1 111								
	(バ)ユーが空病院療 療養介護費(VI) <療養機能強化型 <ユニット型個室的	B> 多床室>	要介護4 1,268 単位	-1 111								
			要介護5 1,356 単位	-1 11								
			要介護1 817 単位	-1 111								
	() == 1 ======		要介護2 920 単位	-1 111								
	(一) ユニット型病院療所(一) ユニット型病院療所	(賽病床経過型短期入	要介護3 1,056 単位	-1 11								
	が 療養介護費(I) 〈ユニット型個室〉		要介護4 1,141 単位	=1								
)ユニット型病院療養病			要介護5 1,226 単位	-1 111								
経過型短期入所療養介費 (1日につき)			要介護1 817 単位	-1 111								
# (101c/6)			要介護2 920 単位	-1 11								
	(二) ユニット型病院療 所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室的	W養病床経過型短期入)	要介護3 1,056 単位	-1 11								
	<ユニット型個室的	多床室>	要介護4 1,141 単位	-1 11								
			要介護5 1,226 単位	-1 111								
		(一) 3時間以上4時	l .	=						 11		tl
特定病院療養病床短期	用入所療養介護費	(二) 4時間以上6時間		-1 111							+60単位	
		(三) 6時間以上8時間		-1 111								
)療養食加算		l	., +0					1	 <u> </u>		 	٠

(6) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(7) 認知症専門ケア加算	(一)認知産専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) (二)認知産専門ケア加算(目) (1日につき 4単位を加算)	
(8) 特定診療費		
	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)	
(9) サービス提供体制	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)	
強化加算	(三 サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	
(10) 介護職員処遇改善 加算	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)	
	: 「特定診療費」「サービス提供体制強化加算」及び「介護聯員処遇改	善加算 は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ハ 診療所における短期入所療養介護費

		基本部分		注 利用者の数及び入 院患者の数の合計 数が入院患者の定 員を超える場合	注 常動のユニットリー ダーをユニット毎に 配置していない等ユ ニットクアにおける体 制が未整備である場 合	注 廊下幅が設備基 準を満たさない場 合	注食堂を有しない場合	注 認知症行動·心理 症状緊急対応加 算	注 緊急短期入 所受入加算	注 若年性認知症利 用者受入加算	注 利用者に対して送 迎を行う場合
		a.診療所短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (673 単 要介護2 (722 単 要介護3 (770 単 要介護4 (818 単 要介護5 (867 単	立) (立) (立)							
		b.診療所短期入所療養介 護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要介護3 (802 単 要介護4 (852 単 要介護5 (903 単	<u>位)</u> (位) (位)							
	(一) 診療所 短期入所療養 介護費(I)	c.診療所短期入所療養介 護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要介護3 (791 単 要介護4 (840 単 要介護5 (890 単	<u>位)</u> 位) 位)							
(1) 診療所短期入所	看護<6:1> 介護<6:1>	d.診療所短期入所療養介 護費(iv) 〈多床室〉	要介護3 (875 単 要介護4 (922 単 要介護5 (971 単	位) 位) 位)							
療養介護費 (1日につき)		e.診療所短期入所療養介 護費(ソ) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要介護3 (911 単 要介護4 (961 単 要介護5 (1,012 単	位) 位) 位)							
		f.診療所短期入所療養介 護費(vi) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要介護3 (898 単 要介護4 (947 単 要介護5 (998 単	立) (立) (立)							
	(二)診療所 短期入所療養 介護費(Ⅱ)	a.診療所短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (596 単 要介護2 (640 単 要介護3 (683 単 要介護4 (728 単 要介護5 (771 単 要介護5 (702 単	<u>位</u>) (位)		診療所設備基準		+200単位 (7日間を限度)	LOOMIN	+120単位	
	看護·介護 <3:1>	b.診療所短期入所療養 介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (702 年 要介護2 (745 単 要介護3 (789 単 要介護4 (832 単 要介護5 (876 単 要介護5 (798 単	<u>位</u>) ×70/100 位) 位)		滅算 —60単位	一25単位	(and encour	+90単位 (7日間を 限度)		片道につき +184単位
	(一) ユニット型語 介護費(I) 〈ユニット型個」	診療所短期入所療養 室>	要介護2 (847 単 要介護2 (847 単 要介護3 (895 単 要介護4 (943 単 要介護5 (992 単 要介護5 (992 単	位) 位) 位)							
	(二)ユニット型診 介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化 〈ユニット型個室	寮所短期入所療養 型A> >	要介護2 (877 単 要介護3 (927 単 要介護4 (977 単 要介護5 (1,028 単 要介護5 (816 単	位) 位) 位)							
(2) ユニット 型診療所 短期入所	(三)ユニット型診 介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化 〈ユニット型個室	寮所短期入所療養 型B> >	要介護2 (866 単 要介護3 (916 単 要介護4 (965 単 要介護5 (1,015 単 要介護5 (798 単	立) (立) (立)	×97/100						
療養介護費 (1日につき)	(四)ユニット型診 介護費(IV) <ユニット型個3	廢所短期入所療養 室的多床室>	要介護2 (847 単 要介護3 (895 単 要介護4 (943 単 要介護5 (992 単	位) 位) 位)							
	(五)ユニット型診 介護費(V) <療養機能強化 <ユニット型個質	療所短期入所療養 公型A> E的多床室>	要介護2 (877 単 要介護3 (927 単 要介護4 (977 単 要介護5 (1.028 単	立) (立) (立)							
	(大)ユニット型診 介護費(VI) <療養機能強化 <ユニット型個質	療所短期入所療養 2型B> 2的多床室> (一) 3時間以上4時間 (一) 3時間以上4時間	要介護1 (816 単 要介護2 (866 単 要介護3 (916 単 要介護4 (965 単 要介護5 (1,015 単 系満 (654 単	位) 位) 位)							
(3) 特定診療療養介護	F所短期入所 費	(二) 4時間以上6時間未(三) 6時間以上8時間末	k満 (905 単·	位)						+60単位	
(4) 療養食	専門ケア加算	(1回につき 8単位を) (一)認知症専門ケアが (二)認知症専門ケアが	(1日につき 3単位を加算)		-						
(c) #===	de de		(1日につき 4単位を加算)	<u></u>							
(6) 特定診		(一) サービス提供体質	制強化加算(Ⅰ)イ								
(7) サービス 強化加算	(7) サービス提供体制 強化加算	(三) サービス提供体制	(1日につき 18単位を加算) 制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)								
		(四) サービス提供体育(一) 介護職員処遇改善(1月につき -)	制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	注 所定単位は、(1)	から(7)までにより算定	した単位数の合計					
(8) 介護職員	处遇改善加算	(二) 介護職員処遇改善 (1月につき -) (三) 介護職員処遇改善	計算(Ⅱ) +所定単位×19/1000)								
		(五) 介護職員処遇改善	+(三)の90/100) h加算(V) +(三)の80/100)								

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

			基本部分		利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院患者の定員を超え る場合	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合 又は	注 看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 又 20/100を乗じて は 得た数未満の場	僻地の医師確保 計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた は医師の負数に 60/100を乗じて 得た数未満である場合	僻地の医師確保 計画を届出たもの 以外で、医師の 数が基準に同の員 数に60/100を乗 じて得た数未満で ある場合	注 常動のユニット リーダーをユニット 毎に配置していない等ユニットケア における体制が未 整備である場合	注 緊急短期入所受 入加算	注 利用者に対して 送迎を行う場合
	大学病	(一) 認知症 疾患型短 期入所療養 介護費(I)	a認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)		×70/100	×90/100		×90/100			
	院	看護<3:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,187 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,378 単位)								
		(二) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費(Ⅱ)	a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (962 単位) 要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,097 単位) 要介護4 (1,164 単位) 要介護5 (1,230 単位)								
		看護<4:1> 介護<4:1>	b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (1,068 単位) 要介護2 (1,135 単位) 要介護3 (1,201 単位) 要介護4 (1,270 単位) 要介護5 (1,336 単位)								
(1) 認知症 疾患型短期 入所療養		(三)認知症疾 患 型短期入所療 養 介護費(Ⅲ)	a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (934 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 単位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位)								
介護費 (1日につき)	一般病	看護<4:1> 介護<5:1>	b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護1 (1,040 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位) 要介護1 (919 単位)			T					
	棟	(四) 認知症疾 患 型短期入所療 養 介護費(IV)	a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要介護1 (919 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,175 単位) 要介護1 (1,024 単位)								
		看護<4:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護2 (1,089 単位) 要介護3 (1,152 単位) 要介護3 (1,152 単位) 要介護4 (1,217 単位) 要介護5 (1,280 単位) 要介護1 (860 単位)								
		(五) 認知症疾 患 型短期入所療 養 介護費(V)	a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要介護2 (924 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1.052 単位) 要介護5 (1.116 単位) 要介護1 (966 単位)	×70/100			-12単位			+90単位 (7日間を 限度)	片道につき +184単位
		経過措置型	b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ii) 〈多床室〉	要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,094 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,221 単位) 要介護5 (767 単位)								
(2) 認知症 疾患型経過 型短期入所 療養介護費	(-	-)認知症疾患型組 介護費(I) 〈従来型個室〉	圣過型短期入所療養	要介護2 (830 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (959 単位) 要介護5 (1,023 単位) 要介護1 (873 単位)								
(1日につき)		三) 認知症疾患型射 介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	圣過型短期入所療養	要介護2 (936 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,065 単位) 要介護5 (1,128 単位) 要介護1 (1,143 単位)		×70/100	×90/100		×90/100			
	大学病院	(一) ユニット型 認知症疾患型 短期入所療養 介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(i) 〈ユニット型個室〉	要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位) 要介護1 (1,143 単位)								
(3) ユニット型 認知症疾患 型短期入所 療養介護費 (1日につき)	į		b.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室的 多床室>	要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位) 要介護1 (1,088 単位)						×97/100		
(121030)	一般病棟	(二) ユニット型 認知症疾患型 短期入所療養 介護費(Ⅱ)	aユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(1) 〈ユニット型個室〉 b.ユニット型認知症疾患型	要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位) 要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位)								
(4) 特定認知 疾患型短期 <i>)</i>	症所	(一) 3時間以上(二) 4時間以上	短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室的 多床室> 4時間未満	要介護2 (1,135 平位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位) (654 単位) (905 単位)								
療養介護費 (5) 療養食加 (6) 特定診療	算	(三) 6時間以上	8時間未満	(1,257 単位) 「加算(1日に3回を限度))			<u> </u>					
(7) サービス排 体制強化加	是供	(一) サービス提供が(二) サービス提供が(三) サービス提供が(四) サービス提供が	(1日につき 18単位をか ・制強化加算(1)ロ (1日につき 12単位をか (1日につき 6単位を加 (1日につき 6単位を加 ・制強化加算(目)	11算) (第7)								
(8) 介護職員 処遇改善加	算	(二) 介護職員処遇 (1月につき + H (三) 介護職員処遇 (1月につき + H (四) 介護職員処遇 (1月につき + (形型単位×26/1000) 改善加算(目) 収単位×19/1000) 改善加算(目) で開催(エ19/1000) 改善加算(目) で開催(エ10/1000) な善加算(N) 三)の90/100)	92	注 所定単位は、(1)が	ら(7)までにより算定し	た単位数の合計					

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

		基本部分		夜動を行う職員の動務条件 基準を満たさない場合	利用者の数及び入院計数が入院患者の変数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基 頃の員数が基 場合	注 看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100 を乗じて得た は 数未満の場合	静地の医師確保計画を届出 たもので、医師の数が基準に の数が基準に 60/100を乗じ 7月25年 7月25日	僻地の医師強出で、基 保計画の以外がられ数に医師の力をあります。 下医師の変かの見を医師の見を をもり、17月をと は にもり、17月を表	注 常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	注 廊下幅が設備 基準を満たさない場合	注 医師の配置に ついて医療法 施行規則第4 9条円されてい る場合	注 夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	注 認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	注 利用者に対し て送迎を行う 場合
		a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (523 単位) 要支援2 (657 単位)					である場合	未満である場	78.0						
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要支援1 (551 単位) 要支援2 (685 単位)													
	(一)病院療養 病床介護予防 短期入所療養	c.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉	要支援1 (541 単位) 要支援2 (675 単位)													
	介護費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	〈従来型個室〉 d病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(IV)	要支援1 (579 単位)													
		(多床室) e.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(v)	要支援2 (734 単位) 要支援1 (612 単位)													
		〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉 f.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(vi)	要支援2 (767 単位) 要支援1 (600 単位)													
(1) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費 (1日につき)		〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要支援2 (755 単位) 要支援1 (492 単位)													
(1日につき)		a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援2 (617 単位)													
	(二) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養	b.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ii) 〈療養機能強化型〉 〈従来型個室〉	要支援1 (507 単位) 要支援2 (632 単位)	-												
	介護費(II) 看護<6:1> 介護<5:1>	c.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(Ⅲ) 〈多床室〉	要支援1 (550 単位) 要支援2 (696 単位)	-												
		d病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(W) 〈療養機能強化型〉	要支援1 (568 単位)													
	(三) 病院療養	〈多床堂〉 a.病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(i)	要支援2 (714 単位) 要支援1 (476 単位)	-												
	病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅲ)	/ は く従来型個室> b.病院療養病床介護予防短期入所療養	要支援2 (594 単位) 要支援1 (534 単位)	-		×70/100	×90/100		×90/100				夜間勤務等 看護(I) +23単位			
	看護<6:1> 介護<6:1>	介護費(ii) 〈多床室〉	要支援2 (674 単位)	-25単位	×70/10			-12単位			病院療養病 床療養環境 減算 -25単位	-12単位	夜間勤務等 看護(Ⅱ) +14単位	1日につき +200単位 (7日間を限	1日につき +120単位	片道につき +184単位
	(一)病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養	a.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(I) 〈從来型個室〉	要支援1 (532 単位) 要支援2 (666 単位)	:									夜間勤務等 看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等	度)		
(2) 病院療養 病床経過型	介護費(I) 看護<6:1> 介護<4:1>	b.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(II) 〈多床室〉	要支援1 (589 単位) 要支援2 (744 単位)										夜間動務等 看護(IV) +7単位			
病床経過型 介護予防短期 入所護費 (1日につき)	(二) 病院療養 病床経過型 介護予防短期	a.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(I)	要支援1 (532 単位)													
	介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅱ) 看護<8:1>	〈従来型個室〉 b.病院療養病床経過型介護予防 短期入所療養介護費(II)	要支援2 (666 単位) 要支援1 (589 単位)													
	介護<4:1>	〈多床室〉	要支援2 (744 単位) 要支援1 (605 単位)	-												
	介護予防短期 〈ユニット型化	入所療養介護費(I)	要支援2 (762 単位)	-												
	介護予防短期 〈療養機能強付 〈ユニット型個	入所療養介護費(Ⅱ) 上型A>	要支援1 (633 単位) 要支援2 (790 単位)													
(3) ユニット型 病院療養病床	(三) ユニット型 介護予防短期 く療養機能強化(ユニット型個)	入所療養介護費(Ⅲ) 比型B>	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)	-												
介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(四) ユニット型	型 対応療養病床 入所療養介護費(Ⅳ) 国室的多床室>	要支援1 (605 単位)	-		×70/100	×90/100		×90/100							
		病院療養病床 入所療養介護費(V) 化型A>	要支援2 (762 単位) 要支援1 (633 単位)							×97/100						
	<ユニット型個 (六) ユニット型	化型A > 室的多床室 > 病院療養病床 入所療養介護費(VI)	要支援2 (790 単位) 要支援1 (623 単位)	-												
	<療養機能強 <ユニット型個	・化型B>]室的多床室>	要支援2 (780 単位)													
(4) ユニット型 病院療養病床 経過型介護	(一) ユニット型 介護予防短: 〈ユニット型(病院療養病床経過型 期入所療養介護費(I) 固室>	要支援1 (605 単位) 要支援2 (762 単位)													
予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	企業予防領	病院療養病床経過型 明入所療養介護費(Ⅱ) 個室的多床室>	要支援1 (605 単位) 要支援2 (762 単位)	-												
(5) 療養食加		(1回につき 8単位を加算(1	日に3回を限度))							ŢĹ						
(6) 認知症 専門ケア加 算		引ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) 引ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
(7) 特定診療	费	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ														
(8) サービス排	E供体制	(1日につき 18単位 (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位														
強化加算		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位・(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位・														
		(一) 介護職員処遇改善加算(I)(1月につき +所定単位×26/1		注所定単位は、	(1)から(8)まで	こより算定した単位	位数の合計									
(9) 介護職員	処遇改善加算	 (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1 (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 														
		(1月につき +所定単位×10/1 (四) 介護職員処遇改善加算(N) (1月につき +(三)の90/100)	000)													
		(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)														

^{: 「}特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経急措置減算を適用しない。 ※ 夜動動務条件減算を適用する場合には、使閲動務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

	0017 071 102 1	<u> </u>		<i>u</i>						
		基本部分		注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定患者の定患者の定患者の定義を超える場合	注 常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置し ていない等ユ ニットケアにおけ る体制が未整備 である場合	注 廊下幅が設備 基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	注 認知症行動·心 理症状緊急対 応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	注 利用者に対して 送迎を行う場合
		a.診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (507 単位) 要支援2 (637 単位)							
		b.診療所介護予防短期	要支援1 (534 単位)							
		入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要支援2 (664 単位)							
	(一) 診療所	c.診療所介護予防短期	要支援1 (525 単位)							
	介護予防短期 入所療養	入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要支援2 (655 単位)							
	介護費(I) 看護<6:1>	d.診療所介護予防短期	要支援1 (564 単位)							
(1) 診療所 介護予防短期	介護<6:1>	入所療養介護費(iv) 〈多床室〉	要支援2 (715 単位)							
入所療養 介護費 (1日につき)		e.診療所介護予防短期 入所療養介護費(v)	要支援1 (596 単位)							
		〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要支援2 (747 単位)							
		f.診療所介護予防短期 入所療養介護費(vi) 〈療養機能強化型B>	要支援1 (585 単位)							
		〈多床室〉	要支援2 (736 単位)							
	(二) 診療所 介護予防短期	a.診療所介護予防短期 入所療養介護費(i)	要支援1 (451 単位)							
	入所療養 介護費(Ⅱ)	〈従来型個室〉	要支援2 (563 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 一60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
	看護·介護 <3:1>	b.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (514 単位)			一00单位		(7口側を限及)		
	(_) ¬ = \(\pi \).	診療所介護予防短期	要支援2 (649 単位) 要支援1 (589 単位)							
	入所療養介護 〈ユニット型個室	費(I)	要支援2 (742 単位)							
		診療所介護予防短期	要支援1 (616 単位)							
	入所療養介護 〈療養機能強化 〈ユニット型個室	:型A>	要支援2 (769 単位)							
		診療所介護予防短期	要支援1 (607 単位)							
(2) ユニット型診療所介護	〈療養機能強化	:型B>	要支援2 (760 単位)		×07 /100					
予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(四) ユニット型語入所療養介護	診療所介護予防短期 (MV)	要支援1 (589 単位)		×97/100					
	<ユニット型個質		要支援2 (742 単位)							
	(五) ユニット型 入所療養介護 く療養機能強化		要支援1 (616 単位)							
	<ユニット型個質	室的多床室>	要支援2 (769 単位)							
	入所療養介護 〈療養機能強化	:型B>	要支援1 (607 単位)							
(3) 療養食加算	<ユニット型個質	室的多床室>	要支援2 (760 単位)							
		(1回につき 8単位を加算								
(4) 認知症専門	ケア加算	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ	につき 3単位を加算)							
(5) 特定診療費			1000 「千世と別事/							
		(一) サービス提供体制強化								
		(二) サービス提供体制強化	(1日につき 18単位を加 加算(I)ロ (1日につき 12単位を加							
(6) サービス提係	共体制強化加算	(三) サービス提供体制強化	;加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加							
		(四) サービス提供体制強化	加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加				-			
		(一) 介護職員処遇改善加算((1月につき +所定単位×2	26/1000)	注 所定単位は、(1) 合計)から(6)までにより	算定した単位数の				
		(二) 介護職員処遇改善加算((1月につき +所定単位×	Ι)							
(7) 介護職員処	遇改善加算	(三) 介護職員処遇改善加算(1 (1月につき +所定単位×	Ⅱ) 10/1000)							
		(四) 介護職員処遇改善加算(I (1月につき +(三)の90/								
		(五) 介護職員処遇改善加算(' (1月につき +(三)の80/	V) 100)							
			·							

: 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

- 5/1	LDO	742270070		ける介護予防短期人所:	- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			注			注	注
			基本部分		利用者の数及 び入院患者の 数の合計数が 入院患者の定 員を超える場合	又は	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合 又は	看護師が基準 に定められた看 護職員の員数 に20/100を乗	僻地の医師確保計画を属出たもので、医師のの医師のので、とこので、というなどは、というなどは、というなどは、というなどは、またのでは、というなどは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またの	僻地の医師確保計画を届出たもの以外が基準に 定成的れた医師の数が基準師の負数に 定められた医師の負数に 60/100を乗じ て得た数本 ある場合	常勤のユニットリー 常動のユニット毎 に配置していない いかナアド おける体制が未整 備である場合	利用者に対して 送迎を行う場合
	大学	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養	a.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (813 単位) 要支援2 (974 単位)								
	病院	介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (919 単位) 要支援2 (1,074 単位)			×70/100	×90/100		×90/100		
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養	a.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (750 単位) 要支援2 (919 単位)								
		介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	b.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (808 単位) 要支援2 (998 単位)								
(1) 認知症疾患型介護		(三) 認知症疾患 型介護予防短期 入所療養	a.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (728 単位) 要支援2 (892 単位)								
予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)		介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	b.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (786 単位) 要支援2 (971 単位)								
	般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養	a.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (716 単位) 要支援2 (876 単位)								
		介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (773 単位) 要支援2 (955 単位)	w70 /100				10%(片道につき
		(五) 認知症疾患 型介護予防短期 入所療養	a.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (656 単位) 要支援2 (817 単位)	×70/100				-12単位			+184単位
		介護費(V) 経過措置型	b.認知症疾患型介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (763 単位) 要支援2 (918 単位)								
(2) 認知症 疾患型経過 型介護予防	介)認知症疾患型経過 護費(I) 详来型個室>	^{曷型} 介護予防短期入所療養	要支援1 (564 単位) 要支援2 (725 単位)			×70/100	×90/100		×90/100		
短期入所療養介護費 (1日につき)	介)認知症疾患型経過 護費(Ⅱ) 多床室>	^{國型} 介護予防短期入所療養	要支援1 (622 単位) 要支援2 (804 単位)			,6,, 100					
	大学	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期	aユニット型 認知症疾患型 介護予防短期入所療養 介護費(i) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (939 単位) 要支援2 (1,095 単位)								
(3) ユニット 型認知症 疾患型介護 予防短期	病院	入所療養 介護費(I)	b.ユニット型認知症疾患型 介護予防短期入所療養 介護費(ii) <ユニット型個室的多床室>	要支援1 (939 単位) 要支援2 (1,095 単位)							×97/100	
入所療養 介護費 (1日につき)	一般	(二) ユニット型 認知症疾患型 介護予防短期	a.ユニット型認知症疾患型 介護予防短期入所療養 介護費(i) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (832 単位) 要支援2 (1,024 単位)								
	病院	入所療養 介護費(Ⅱ)	b.ユニット型認知症疾患型 介護予防短期入所療養 介護費 (ii) <ユニット型個室的多床室>	要支援1 (832 単位) 要支援2 (1,024 単位)								
(4) 療養食	加算		(1回につき 8単位を加算(1	日に3回を限度))								
(5) 特定診	寮費			en Mar / T. /								
(6) サービス	サービス提供体制強化加算	(二) サービス提供体制強化 (1日に (三) サービス提供体制強化 (1日に	つき 18単位を加算) 加算(I)ロ つき 12単位を加算) 加算(II)									
[つき 6単位を加算) (I)	注 所定単位は、(1) 合計)か	ら(6)までにより算	定した単位数の					
(7) 介護職	介護職員処遇改善加算		(二) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +所定単位: (三) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +所定単位:	×19∕1000) :(Ⅲ)								
			(四) 介護職員処遇改善加算 (1月につき +(三)の90 (五) 介護職員処遇改善加算	(IV) /100)								
[r] :		(1月につき +(三)の80 サービス提供体制強化加算」及:	/100)	支給限度額管理(のネ	対象外の質定項目					

別約1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護療養型医療施設)

	割 引			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	
中海占洲岬	当 す る 体 制	1 1 1 8 4 6 2 後 4 7 3 後 4 2 4 後 4 3 5 後 4 6 後 4 9 7 後 4 5 そのも	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 I 5 加算型 IV 6 減算型 7 加算型 II	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり	1 基準型 2 減算型	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	章 1 なし 2 あり	1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算II	なし 6 加算I 5 加算II 2 加算II 3 加算IV 4 加算V	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型皿	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	1 基準型 2 減算型	1 対応不可 2 対応可	1 なし 2 あり	1 基準型 2 減算型	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	2 理学療法1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法6 その他	章 1 なし 2 あり	し 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	し 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算II	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算II 3 加算IV 4 加算V
	Z 0	地域区分	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	入院患者に関する基準	身体拘束廃止取組の有無	療養環境基準	医師の配置基準	若年性認知症患者受入加算		療養食加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	認知症短期集中リハビリテーション加算	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	入院患者に関する基準	ユニットケア体制	身体拘束廃止取組の有無	療養環境基準	医師の配置基準	若年性認知症患者受入加算	栄養マネジメント体制	療養食加算	特定診療費項目	リハヒ・リテ・ション提供体制	認知症短期集中リハヒ・リテーション加算	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算
: 	人員配置区分						2 I型(療養機能	短代型以外) 5 T型(春蒂첆部		o 型(寮養穣肥 箱化型B)	3 工型(療養機能	強化型以外)7 工型(療養機能強化形)	4 目 計											1 療養機能		7 族域被形 強化型 A	3 療養機能 3 みた型 D	翼 七 至 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					
	施設等の区分									1 病院審養型																6 ユニット型病院療養型							
-	提供サービス	各サービス共通								53 介護療養施設サービス																53 介護療養施設サービス							

(別紙1

介護給付費算に係る体制等状況一覧表(介護療養型医療施設)

事業所番号

割引			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
数 当 す る 体 制 等	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 I 5 加算型 IV 6 減算型 7 加算型 II	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	1 基準型 2 減算型	1 对际外回 2 对际回	1 なし 2 あり	1 基準型 2 減算型	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	ĺ	重症皮膚潰瘍管班 集団コミュニケ-	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	I_	1 なし 2 加算 1 3 加算 II	加算Iイ2加算Iロ3	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算II 3 加算IV 4 加算V	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	2 あり	瘍管理 ニケー	ボI 3 作	1 なし 2 あり	1 なし 2 加算I 3 加算I	5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算II 3 加算IV 4 加算V
そ の 他	地域区分	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	入院患者に関する基準	ユニットケア体制	身体拘束廃止取組の有無	療養環境基準	医師の配置基準	若年性認知症患者受入加算	米養マネジメント体制	療養食加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	認知症短期集中リハビリテ-ション加算	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	入院患者に関する基準	身体拘束廃止取組の有無	設備基準	若年性認知症患者受入加算	米費マネジメント体制	療養食加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	認知症短期集中リハビリテーション加算	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算
人員配置区分									-	(四)												1]型(療養機能	(現代型以外) (第一一型(衛聯藩部	1 五、添減液 強化型A) 1 型(春義	端化型B) 工型工型				
施設等の区分										〇 ユニット型病院経過型														2 診療所型					
提供サービス	各サービス共通														53 介護療養施設サービス														

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 なし 6 加算1 5 加算1 2 加算1 3 加算1V 4 加算V 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 基準型 2 減算型 1 なん不可 2 がふ可 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算1イ 2 加算1 3 加算1 4 加算1 4 加算1 5 加算1 5 加達1 4 加達1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 7 7 7 7 7 7											
 入院患者に関する基準 コニットケア体制 身体均束廃止取組の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 	介護職員の過改善加算職員の過次書加算職員の不員による減算の状況 入院患者に関する基準 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 リハビリテンヨン提供体制 認知症短期集中リハビリテンヨン加算 サービス提供体制強化加算												
2 2 監 強力	行 <u></u> 朝	の8~7の57 VV目日 I 9 8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2											
	53 介護療養施設サービス												

別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(短期入所療養介護)

			/	/	/	/	/	/	/	_	/					/	/	/	/	/	/	_	_	/		
の 他 該 当 す る 体 制 等	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	1 基準型 2 加算型I 3 加算型I 7 加算型II 5 加算型IV 6 減算型	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	1 基準型 2 減算型	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	1 なし 2 あり	1 対応不可 2 対応可	1 なし 2 あり	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	重症皮膚潰瘍管理 集団コミュニケ-	2 理学療法1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法6 その他	1 なし 5 加算1イ 2 加算1日 3 加算11 4 加算11	1 なし 6 加算 Π 5 加算 Π 2 加算 Π 3 加算 V 4 加算 V	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型II 5 加算型IV 6 減算型	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	1 对际子回 2 对际回	1 基準型 2 減算型	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	1 なし 2 あり	1 及5人 2 及5人 2	1 なし 2 あり	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤 集団コミュニケーション療法	2 理学療法1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算II	1 なし 6 加算 1 5 加算 1 2 加算 3 加算 1 4 加算 1
7	地域区分	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	療養環境基準	医師の配置基準	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	療養環境基準	医師の配置基準	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	サービス提供体制強化加算	个灌醉自免 油分带加值
人員配置区分			2 1 型 (;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	1 療養機能 強化型以外	2 療養機能 強化制 2	3 療養機能	強化型B				
施設等の区分								海院療養型												6 ユニット型病院療養型						
提供サービス	各サービス共通																									
														2	8											

	_	_	_	_	_	_	_	_	_					_	_	_	_	_	_	_				_	_	_	_	_	_	_					\	\	\	_		
1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型II 5 加算型IV 6 減算型	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	回 2	1 基準型 2 減算型	图	2	四十位女	あり	1 なし 2 加算 1 3 加算 1	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コニューケーション療法	2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法	トリカ オ- 「 七年1 / C 古和1 C 占和日		O M昇 I O M昇 II C M昇 II C M昇 II C M昇 II C M	2	1 なし 2 あり	1 対応不可 2 対応可	1 なし 2 あり	1 なし 2 加算1 3 加算1	j	2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 4.0.4.	<u> </u>	6 加算I 5 加		1 基準型 2 減算型	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり	1	1 なし 2 あり	加算	重症皮膚潰瘍管理 集団コミュニケー	2 理学療法1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	į	6 加算I 5 加算II	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	1 対応不可 2 対応可		1 なし 2 あり	1 精神科作業療法 2 その他	5 加算1イ 2 加算1ロ 3 加算11 4 加算11	加算 I 5 加算 II
夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	療養環境基準	医師の配置基準	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目	ハドリテ-ション提供体制	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	リートへが決争可強化加昇く業勢のお話されます。	7. 透椒貝処造改普加异設備基準	食堂の有無	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	ユニットケア体制	食堂の基準	食堂の有無	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目	リハビリテ-ション提供体制	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	送迎体制	療養食加算	リハヒ・リテーション提供体制	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算
						2 I型	Ħ							1 I型 (療養機能 強化型以外) 3 I型 (療養機能 強化型A) 4 I型 (療養機能 4 I型 (療養機能 強化型A) 1 I型 (療養機能									1 2 8										である。57 では、17 単位を存在できませます。17 では、17 単位できませままままままままままままままままままままままままままままままままままま							
	海院経過型 コニット型病院経過型 コニット型病院経過型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型 コニット型診療所型													8 ユニット型認知症疾患型																										
						23 短期入所療養介護																																		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防短期入所療養介護)

4	る 体 制 等	2 4 級地 3 5 級地	Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ	介護職員		頁用					薬剤管理指導	語聴覚療法 5 精神科作業療法	3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	加算皿 3 加;4 加算V	II 7 加算型II 5 加算型IV	介護職員			5用					薬剤管理指導	言語聴覚療法 5 精神科作業療法 /	3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
事業所番	の他該当する	1 1級地 6 2級地 7 3級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	1 基準型 2 加算型 3 加算型 6 減算型 2 加算型	1 なし 2 医師 3 看護職員 4	1 基準型 2 減算型	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	1 なし 2 あり	1 対応不可 2 対応可	1 なし 2 あり	1 なし 2 加算I 3 加算II	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管 3 集団コミュニケーション療法	2 理学療法I 3 作業療法 4 言 6 その他	1 なし 5 加算1イ 2 加算1口	1 なし 6 加算I 5 加算II 2	1 基準型 2 加算型 6 減算型	1 なし 2 医師 3 看護職員 4	1 対応不可 2 対応可	1 基準型 2 減算型	1 基準 2 医療法施行規則第49条適	1 なし 2 あり	1 対応不可 2 対応可	1 なし 2 あり	1 なし 2 加算I 3 加算II	重症皮膚潰瘍管理指導 2 集団コミュニケーション療法	8 作業療法 4	1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ	1 なし 6 加算I 5 加算II 2		
	5	定期巡回・随時対応サービスに関 する状況	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	療養				療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目		サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	療養環境基準	医師の配置基準	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算		
	人員配置区分					2 I型(療養機能路化型)	五に主なれ 5 I型(療養機能	強化型A) (7 五型 (療養機能強化型) 強化型)	4 크 해							1 商業機能		2 療養機能 路ル型 A	3 療養機能							
	施設等の区分								1 病院療養型												6 ユニット型病院療養型								
	提供サービス	各サービス共通																											

	_	_	_	_	_	_								_	_	_	_	_						_	_	_	_	_							\	_	_		
						`	\	\	\	_	_	_							\	\	\	_							\	\	\	\	_				\	\	\
1 基準型 2 加算型 1 3 加算型 I 7 加算型 I 5 加算型 IV 6 減算型	医節	1 対応不可 2 対応回	2	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	1 なし 2 あり	1 対応不可 2 対応可	あり	1 なし 2 加算I 3 加算II	重症皮膚潰瘍管理 集団コミュニケ-	2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 そのも	なし 5 加算1イ 2 加算1口	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算II 3 加算IV 4 加算V	1 基準型 2 減算型	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり	1 对応不可 2 対応可	1 なし 2 あり	1 なし 2 加算I 3 加算I	重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤 集団コミュニケーション療法	2 理学療法1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	なし 5 加算1イ 2 加算1口	6 加算I 5 加算II 2 加算	1 好所不可 2 好你回	\sim I	1 基準型 2 減算型		女际不可	1 なし 2 あり	加算	重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤 集団コミュニケーション療法	2 理学療法1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	なし 5 加算1イ 2 加算1ロ 3 加算11 4 加算11	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	2	1 対応不可 2 対応可	1 なし 2 あり	1 精神科作業療法 2 その他	1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算II 1 な1 6 mmmi 7 mmmi 7 mmm 7 mmm 1 mmmm 1 mmmm 1 mmmm 1 mmmm 1 mmmmm 1 mmmmmm
夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	療養環境基準	医師の配置基準	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	設備基準	食堂の有無	若年性認知症利用者受入加算	送迎体		認知症専門ケア加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	ユニットケア体制	設備基準	食堂の有無	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	認知症専門ケア加算	特定診療費項目	リハヒ・リテーション提供体制	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	送迎体制	療養食加算	リハビリテーション提供体制	サービス提供体制強化加算へ雑贈目の選売等に
						2 1 型	=						1 型 (療養機能 選化型以外) 3 1型 (療養機能 3 1型 (療養機能 3 1型 (療養機能 4 1型 (療養機能 2 1型 (療養機能 2 1型 2 1型型 B)									1										海底 ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない							
	小護予防短期入所療養小護 ○ コニット型病院経過型 2 診療所型 7 コニット型診療所型 7 コニット型診療所型 3 認知症疾患型 3 認知症疾患型 3 認知症疾患型 3 認知症疾患型 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3													8 ユニット型認知症疾患型																									
						26 小獲子																																	